

江北小学校いじめ防止基本方針

1 「いじめ」とは（法第2条を参照）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では、「いじめ」の未然防止、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」）、再発防止を組織的に行い、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 いじめを未然に防止するために

(1) 児童に対して

- ① 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。
- ② わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ③ 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導を通して育む。
- ④ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つよう、さまざまな活動の中で指導する。
- ⑤ 見てみないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

(2) 教員に対して

- ① 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ② 児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ③ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ④ 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを、さまざまな活動を通して児童に示す。
- ⑤ 児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ⑥ 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ⑦ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめの問題」についての理解を深める。
- ⑧ 一人で問題を抱え込まず、管理職や学年主任への報告や、同僚への協力を求める意識を持つ。気になる子の報告も毎週火曜日の連絡会で行う。

(3) 学校全体として

- ① 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ② いじめアンケート調査を学期に1回実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ③ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校職員の理解と実践力を深める。

- ④ 校長が、「いじめの問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対許さない」ということと、「いじめ」に気付いた時は、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に教える。
- ⑤ 「いじめの問題」に関する児童会として取り組みを行う。
- ⑥ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

(4) 保護者・地域に対して

- ① 児童が発する変化のサインに気付いたら、学校の先生に相談することの大切さを伝える。
- ② 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、ふれあい道徳授業、学校運営連絡会議等で伝え、理解と協力をお願いする。

3 「いじめ」の早期発見・事案対処について

(1) 早期発見について

- ① 児童の様子を、担任をはじめ多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場にする。
- ② 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声掛けを行い、児童に安心感を持たせる。
- ③ アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係の構築を図る。
- ④ いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できると、相談することの大切さを児童に日頃から伝えていく。

(2) 事案対処について

- ① いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ② いじめられている児童が自信や存在感を持って感じられるような励ましを行う。
- ③ いじめの覚知
 - (ア) 通報や相談により、いじめに関する事案を覚知した教員は、速やかに管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにする。
 - (イ) 報告を受けた管理職は、教育委員会に覚知報告を行う。
- ④ いじめの認知
 - (ア) 教員が気付いたあるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉えるように努める。
 - (イ) 覚知後、対策委員会を開き、事実関係の調査結果をもとに、いじめの定義に従い、認知の判断をする。
 - (ウ) いじめを認知した場合は、対策委員会で被害児童、加害児童、保護者への対応を協議し、その方針を校長が決定し関係者へ指示する。事案の状況によっては、外部委員を加えた拡大対策委員会を開く。
 - (エ) 指導体制や対応方針については、関係保護者と情報共有を行うとともに、認知後1週間をめどに教育委員会に認知報告を行う。
 - (オ) 安全管理の手引き及び危機管理の手引きに従い対応し、いじめに係る情報は、個人情報取扱を考慮しながら適切に記録し、教職員で共有する。
- ⑤ 再発防止

- (ア) いじめている者には、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まずいじめをやめさせる。
- (イ) いじめることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめていることに気付かせる指導を行う。
- (ウ) いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- (エ) 事実関係を正確に保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について学校と連携し合っていくことを伝え、謝罪の場を設定する。
- (オ) いじめられた児童へのケアを適切に行うため、スクールカウンセラーなど専門機関との連携も行う。
- (カ) 認知後、3ヶ月以上経過観察を行い、通常の生活に戻った状態を「解消」として判断し、「解消」に至った場合、管理職は教育委員会に報告する。

4 校内体制について

- (1) 校務分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置付ける。構成は、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、生徒指導主任、養護教諭、スクールカウンセラーとする。
- (2) 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- (3) いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して、組織として対応していく。
- (4) 学校評価に関しては毎年度の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度への取組に生かすようにする。

5 教育委員会をはじめ関係各機関との連携について

- (1) いじめの事実を確認した場合の江北町教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して江北町教育委員会に指導・助言を求め、学校として組織的に動く。
- (2) 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めるとともに、PTAや地域の会合等で、いじめの問題など子ども達の健全育成についての話し合いを奨めることをお願いする。

<資料1 いじめ防止対策推進法>

第二条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<資料2 校内いじめ防止対策委員会>

- (1) 必要に応じて随時開催する。
- (2) 校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・生徒指導主任・担任・養護教諭（養護助教諭）
・外部有識者（学校評議員等）・スクールカウンセラーで委員会を構成する。

<補足>

平成25年10月20日より施行

平成27年 4月 1日資料追加

平成29年12月15日文言の修正